

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領

制 定 令和7年3月1日 健高在 第1240号（局長決裁）
最近改定 令和7年10月17日 健高在 第798号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条に基づき、補助金の交付対象となる事業者の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、実施要綱及び横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の例による。

（補助対象となる見守り機器等）

第3条 補助対象となる見守り機器等は、機器のボタンを押すことで関係者へ連絡される緊急通報タイプ、人の熱に反応するセンサーティプ、ドアの開閉や電球の異常使用で反応する生活リズムタイプ等とする。ただし、以下に記載する見守り機器等については対象外とする。

- (1) 機器本体がなく、アプリケーションのみの機能を有するもの
- (2) 見守る人への通知機能を有していないもの
- (3) 在宅用に供するものでなく、主に屋外用の見守り機能を有するもの

（事業者の登録要件）

第4条 登録事業者は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) ICT機器を用いた見守りを実施していること。
- (2) 現在までに本市あるいは他自治体の事業において高齢者の見守り機器等を提供した実績があること。
- (3) 見守り機器等の費用が、初期費用30,000円（税抜き）以下程度、かつ月額費用3,000円（税抜き）以下程度であること。
- (4) 登録開始年度の4月1日より見守り機器等が提供できること。
- (5) 横浜市全域で見守り機器等の提供が可能であること。
- (6) 要領第5条に定める登録事業者の役割をすべて満たすこと。

（登録事業者の役割）

第5条 登録事業者は、次に定める役割を担うこと。

- (1) 利用者及び契約者に対して本事業の目的を説明し、同意を得ること。
- (2) 実施要綱に定める別紙「横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 登録事業者の提供する見守り機器等により、利用者に損害が生じた場合はその責を負うこと。

(募集)

第6条 登録事業者の募集は、年に1度10月から11月頃までに本市ウェブサイト上で公開する募集期間内に行うものとする。

(申請)

第7条 登録を希望する事業者は、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者申請書（第1号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (2) 見守り機器等概要書（第3号様式）
- (3) 見守り機器等の概要が分かるパンフレット等
- (4) 本市または他自治体事業での導入実績が分かる書類等

(登録)

第8条 市長は、前条に基づき申請があった場合には、その内容を確認し、要領第4条の登録要件すべてを満たし、申請内容等に不備がないと認めるときは、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者（決定）通知書（第4号様式）を、登録事業者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の確認において、登録要件に満たないと認めるときは、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者（否決）通知書（第5号様式）を事業者に通知しなければならない。

(記載事項変更)

第9条 登録事業者は、登録内容に変更があった場合には、速やかに横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者記載事項変更届出書（第6号様式）及び必要な添付書類等を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項に基づき届出があった場合には、その内容を確認し、届出内容等に不備がないと認めるときは、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者記載事項変更通知書（第7号様式）により、登録事業者に対し通知するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当した場合には、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条の申請に係る書類に虚偽の内容が認められた場合。
 - (2) 著しく社会的信用を損なう等、登録事業者としてふさわしくないと認められる場合。
- 2 市長は、前項の規定により、登録事業者の登録を取り消した場合は、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者取消通知書（第8号様式）により、登録事業者に対し通知するものとする。

（登録の解除）

第11条 登録の解除を希望する事業者は、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者解除申請書（第9号様式）を市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に基づき、申請があった場合は、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者解除通知書（第10号様式）により、登録事業者に対し通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年3月1日から施行する。

（登録事業者の募集について）

- 2 要領第6条による、登録事業者の募集について、令和7年度に関しては令和7年3月に本市ウェブサイト上で公開する募集期間内に行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年10月17日から施行する。

第1号様式（要領第7条関係）

年　月　日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職氏名

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者申請書

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者として登録を受けたいので、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領第7条に基づき申請します。

登録事業者名	
見守り機器等名称	
法人所在地	
法人名	
代表者職氏名	
担当者氏名	
連絡先 (電話番号)	
連絡先 (Eメール)	

添付書類

1. 誓約書兼同意書（第2号様式）
2. 見守り機器等概要書（第3号様式）
3. 見守り機器等の概要が分かるパンフレット等
4. 本市または他自治体事業での導入実績が分かる書類等

※複数の見守り機器等を本事業の対象としていた場合は、1機器につき1枚申請書を記載してください。

※適宜様式を修正して使用することができる。

誓約書兼同意書

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業への登録申請に当たり、以下について誓約いたします。

- (1) 横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領第4条に規定する登録要件を満たすこと。
- (2) 横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業実施要綱、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付要綱及び横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領に記載された事項を遵守すること。
- (3) 申請内容に虚偽がないこと。
- (4) 以下の項目に同意する事

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいない。

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

当社が提供する見守り機器等により利用者に損害が生じた場合は、その責を負います。

所在地
法人名
代表者職氏名

【見守り機器等概要書】横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者名		
製品名		
機器種類	緊急通報型・センサー型・生活リズム型・その他	
基本サービス	駆付けあり・登録者へメールでお知らせ・見守る人の登録必須	
機器写真		
製品情報 (詳細)	【基本仕様】	
	【付帯情報】	
	【大きさ】	
金額	初期費用	
	月額費用 (助成対象)	
	その他費用 (オプション)	
	付随サービス	
その他		
担当者名・連絡先	担当者： 電話番号： mail：	
URL・QRコードなど		

※本情報は、HP上に公開させて頂きます。

第4号様式（要領第8条第1項関係）

健高在第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者（決定）通知書

年 月 日に申請のありました横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者申請書に基づき審査した結果、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者として登録しましたので通知します。

登録事業者名	
見守り機器等名称	
法人所在地	
法人名	
代表者職氏名	

第5号様式（要領第8条第2項関係）

健高在第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者（否決）通知書

年 月 日に申請のありました横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者申請書に基づき審査した結果、次のとおり否決となりましたので通知します。

登録事業者名	
見守り機器等名称	
法人所在地	
法人名	
代表者職氏名	

【否決理由】

第6号様式（要領第9条第1項関係）

年 月 日

横浜市長

(申請者)

所在地

法人名

代表者職氏名

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者記載事項変更届出書

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領第9条に基づき、届出します。

変更前	
変更後	

※適宜様式を修正して使用してください。

第7号様式（要領第9条第2項関係）

健高在第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者記載事項変更通知書

年 月 日に届出のありました横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者記載事項変更届出書に基づき、記載事項を変更しましたので通知します。

登録事業者名	
見守り機器等名称	
法人所在地	
法人名	
代表者職氏名	

第8号様式（要領第10条第2項関係）

健高在第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者取消通知書

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領第10条に基づき、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者としての登録を取り消します。

登録事業者名	
見守り機器等名称	
法人所在地	
法人名	
代表者職氏名	

この処分に不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表するものは横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（要領第11条第1項関係）

年　　月　　日

横浜市長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職氏名

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者解除申請書

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者として登録を解除したいので、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領第11条第1項に基づき申請します。

登録事業者名	
見守り機器等名称	
法人所在地	
法人名	
代表者職氏名	

※複数の見守り機器等を本事業の対象としていた場合は、1機器につき1枚申請書を記載してください。

※適宜様式を修正して使用してください。

第 10 号様式（要領第 11 条第 2 項関係）

健高在第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

登録事業者解除通知書

年 月 日に申請のありました横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者解除申請書に基づき審査した結果、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録を解除しましたので通知します。

登録事業者名	
見守り機器等名称	
法人所在地	
法人名	
代表者職氏名	